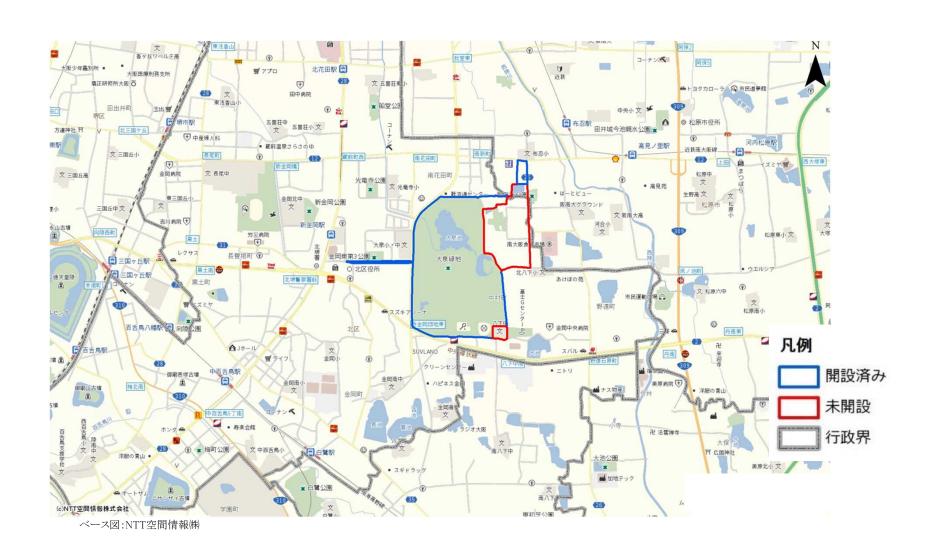
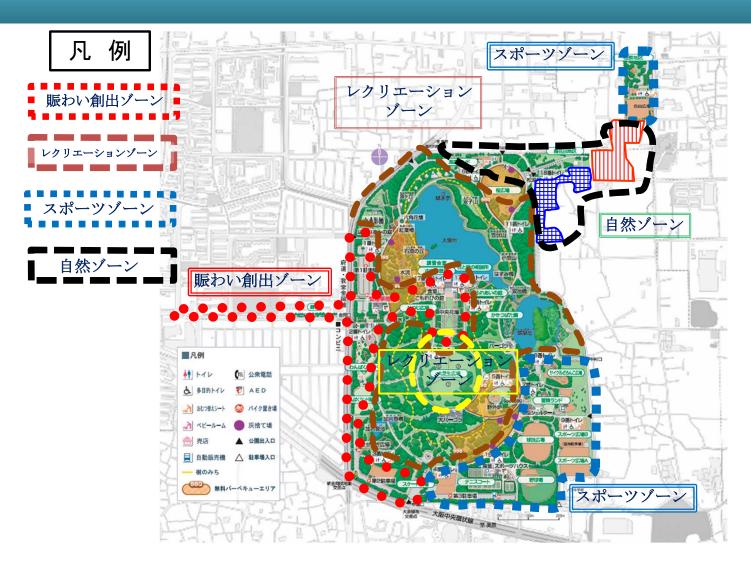
# 都市計画公園大泉緑地(拡張事業) 事業概要説明会



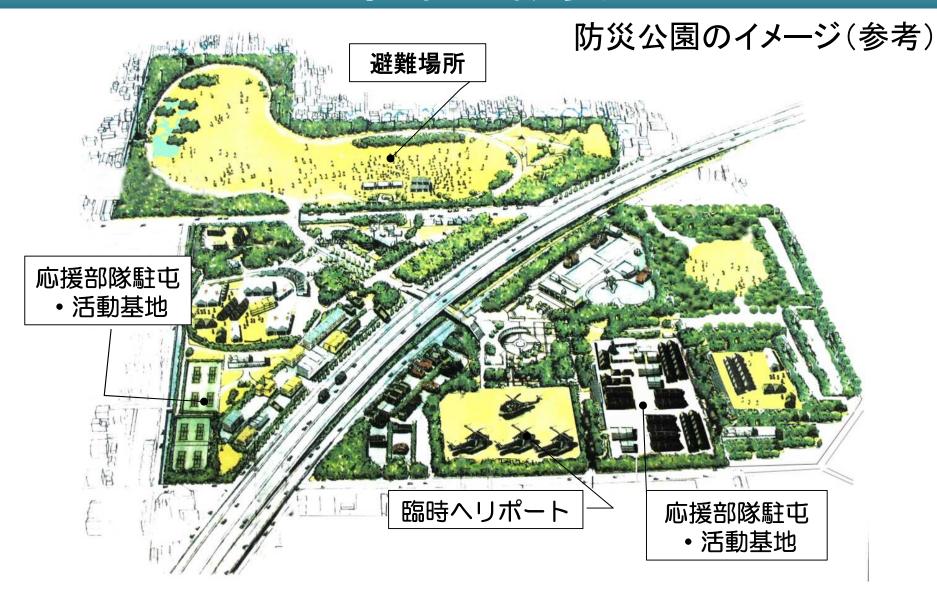
令和6年7月7日(日) 大阪府鳳土木事務所











#### ≪防災公園としての位置付け及び役割≫

#### 【防災公園の位置づけ】

- ◆大阪府地域防災計画(R6)
  - →後方支援活動拠点
- ◇堺市地域防災計画(R6)
  - →広域避難地
- ◆大阪府広域的支援部隊受入計画(R6)
  - →陸上部隊集結場所候補

#### ※「広域的支援部隊受入計画」

大規模災害発生時に、大阪府が防災関係機関(警察・自衛隊など)に対し広域的な応援を要請した場合の 受入について定めた計画

【地震に係る広域的支援部隊 集結場所候補地】

<b>江北西州鲁安</b>	集系	吉 ・駐 屯 場	所			
活断層地震等	第一候補	第二候補	第三候補			
上町断層系地震	久宝寺緑地	万博公園	寝屋川公園			
生駒断層系地震	万博公園	万博公園 服部緑地				
有馬高槻構造線地震	久宝寺緑地	大泉緑地	寝屋川公園			
中央構造線地震	久宝寺緑地	万博公園	寝屋川公園			
南海トラフ地震	久宝寺緑地	万博公園	大泉緑地			

○大泉緑地は、地域の防災拠点として 重要な役割を担っている。

#### 【後方支援活動】

警察・自衛隊などの救援活動の拠点



#### 【広域避難】

堺市・松原市あわせ、大泉緑地への 最大想定避難者 約20.2万人



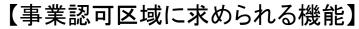
大泉緑地における地域防災計画の現況

• 地域防災計画

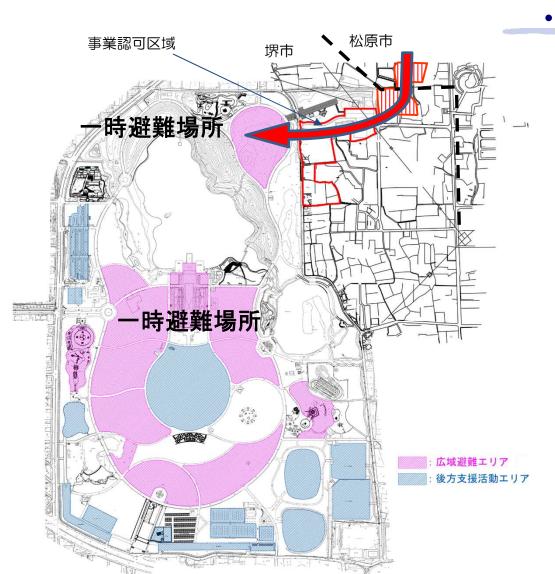
- 広域避難エリア

- 後方支援活動エリア

※広域避難エリア及び後方支援活動エリアとも、目標とする必要面積を確保しているただし、松原市側からのアクセスを考慮すると広域避難エリアは遠い位置にある

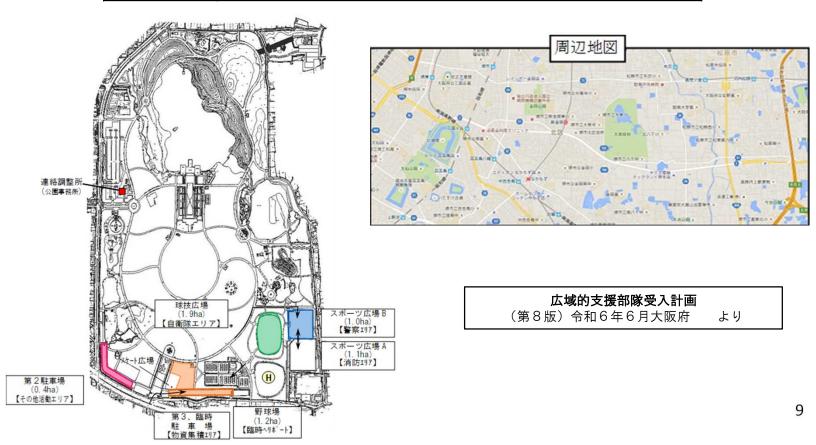


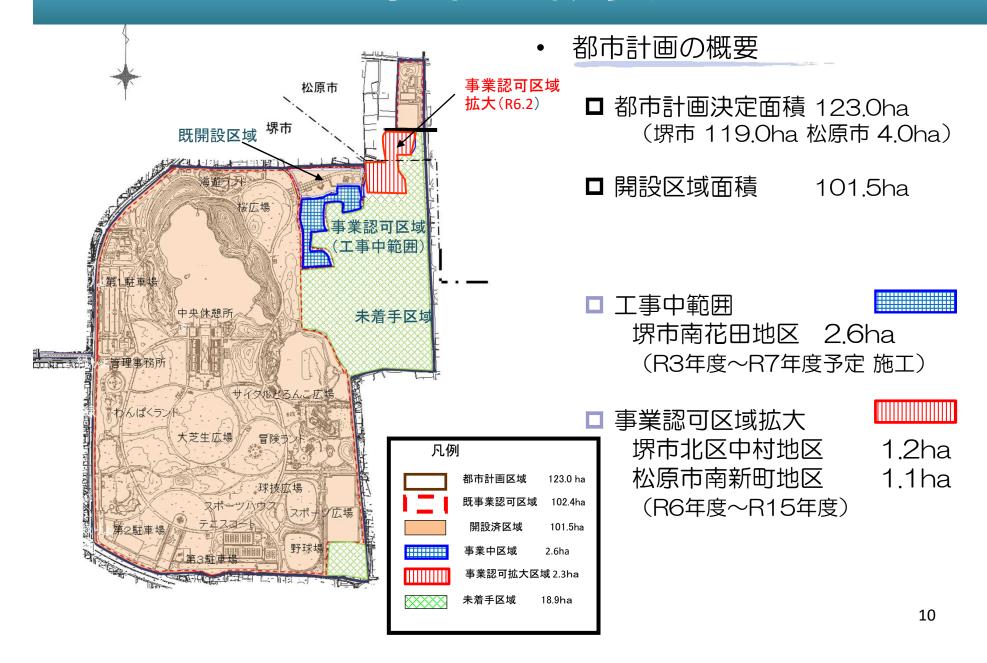
- ・松原市側から大泉緑地への避難路
- ・一時避難場所としての利用



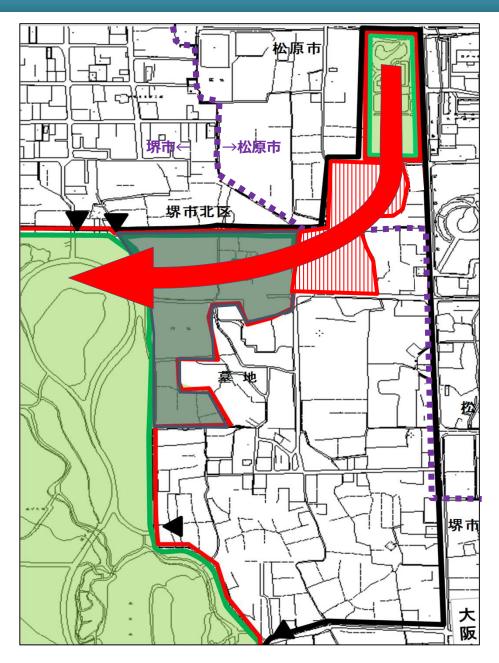
#### 大泉緑地 施設の概要

所 在 地	堺市北区金岡町128
位 置 座 標	北緯34°33′27″東経135°32′00″ UTM座標 53SNU48712445
連絡先	072–259–0316
面積	953, 000 m²
車両駐車台数	第1~3駐車場、臨時駐車場 1,519台(普通車)
ヘリ収容数	5機(野球場)
水道設備	上水道
トイレ	公設トイレ
非 常 電 源	あり













事業区域拡大部を、 整備することで、北側からの避難者を公園内に引き込み、避難 内に引き込み、避難 広場のある公園中心 部へのアクセス性の 向上を目指す

都市計画公園 大泉緑地(堺市南花田町、中村町、松原市南新町四丁目)事業スケジュール(予定)

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
大綠認拡 2.3ha	▼F	16.2 事業認可									
		▼R6.7 事 <b>第</b>	<b>美概要説明会</b>								
		現地測量	基本設計								
				実施設計							
			用地測量	<u> </u>							
				物件	<mark>‡調査・土地詞</mark>	<mark>平価</mark>					
						補償説明					
							用地管	理工事 I			
									本工事		

\*事業スケジュール(予定)については標準のスケジュールであり予定が伸びていく可能があります 13

## 事業認可による効果と制限

①建築等の制限(都市計画法第65条)

|土地の形質変更、建物・工作物の建築、物件の設置に制限

②土地建物等の先買い(都市計画法第67条)

土地、建物の取引をする場合は、大阪府に届け出が必要

③土地収用法の適用(都市計画法第69条)

## 用地取得の主な流れ

6 3 9 **(5)** 8 ( 境 界 現況測量 補 及び支払い所有権移転登記 移 物建 償 業内容の 転 説 件物 地 明 等 調等 撤

説 明

基本設計

面積の確定)地 測量

査の

一地価格及び物件移転 補償等の金額算定

契 約

去

公園工事



地元説明会実施(令和6年7月7日)

### ①事業内容の説明

権利者や近隣の皆様に、事業目的や事業計画の内 容、事業の粗いスケジュール及び用地取得の進め方 などの他、事業地に係る法令上の各種制限について ご説明をいたします。



- 3
- **5**
- 6

補

償

説

明

契

約

- 8

事 業 内 容 の 説

明

( 境 界 現況測量 面積の確定)地 測量 基本設計

用 地

物建 件物 調等 査の

地 補償等 価 格 の金額算定 物 件 移 転

所有権移転登記 及び支払

移 建 転 物 等 撤 の 去

#### ②現況測量•基本設計

公園の設計に必要な現況測量やその他調査を行い、 公園の基本設計を行います。

事業内容の説明現況測量・基本設計

(境界・面積の確定)

3

物件調査の

補償等の金額算定工地価格及び物件移転

(5)

6

補償説明と契約 及び支払い 所有権移転登記

移転・撤去建物等の

8

公園工事

9

#### ③用地測量(境界・面積の確定)

取得させていただく土地の範囲や面積を確定す るために、関係者の皆様に現地での立ち会いにご 協力いただき、用地測量を行います。



- 3
- (4)
- (5)
- 6
- 8
- 9

事 業 内 容の 説 明

現況測量 基本設計

( 境 界 地 面 遺の確定) 量

物 建 件物 調等 査の

地価格及 補償等の金額算定 び物件移 転

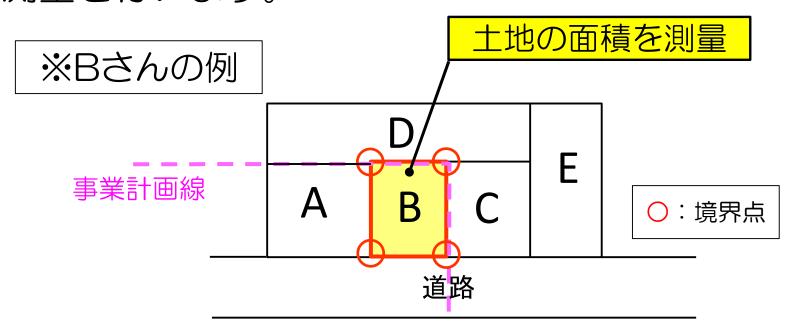
補 償 説 明 契 約

所有権移転登記 移 建 及び支払 転 物 等 撤 の 去

### ※用地測量について

用地測量は、<u>公園として取得させていただく土地</u> の面積を求めることを目的としています。

このため、公園を整備するために必要となる土地 について、周辺の土地との境界を確認し、境界点の 測量を行います。



### ④建物等の物件調査

建物や工作物などの移転や撤去に伴う補償を適 正に算定するために、<u>建物等の物件調査を行い</u>ま す。



- 3
- **5**
- 6
- 8

建

等

の

9

事 業 内 容の 説 明 現況測量 基本設計

( 境 界 用 地 面地積測 の確定) 量

件物 調等 杳 0

地価格及び 補償等の金額算定 物件移

補 償 説 明 契 約

所有権移転登記 移 及び支払 転 撤 去

### ⑤土地価格及び物件移転補償等の金額算定

土地価格や建物等の移転や撤去に伴う費用等につい 公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱 を始めとする諸規定に基づき、算定を行います。



- 3

- 6

補

償

説

明

契

約

事 業 内 容の 説 明

現況測量 基本設計 ( 境 界 用 面積の確定)地 測量 地 量

件

物建 物 調等 査の

地 価格 び 物 金額算定 件移

所有権移転登記 及び支払

移 転 物 等 撤 の 去

### ⑥補償説明と契約

#### <u>算定した補償額に基づいて説明を行い、</u>話し

合いが整いますと、<u>契約の締結</u>を行います。



- 3
- 4
- (5)
- 6

建

物

等

の

9

事 業 内 容の 説

明

現況測量 基本設計

( 境 界 用 面積の確定)地 測量 地 量

建 物 件物 調等 査の

|地価格及び物件移転 補償等の金額算定

補 償 説 明 契 約

所有権移転登記 移 及び支払い 転 撤 去

#### ⑦所有権移転登記及び支払い

契約締結後に、所有権移転登記を行います。補償金

等は、契約締結後に前払金、建物移転・撤去完了後に





残金をお支払いします。

3

6

8

9

事 業 内 容の 説

明

( 境 界 現況測量 面積の確定)地 測量 基本設計

用 地 量

物建 件物 調等 査の

一地価格及び物件移 補償等の金額算定 約

補償説 所有権移転登記 及び支払い 明 ك 契

移 建 転 物 等 撤 の 去

#### ⑧建物等の移転・撤去

契約締結後に、当該土地内にある建物等の物件に ついて、所有者が移転・撤去を行います。



3

(4)

補償等の金額算定一地価格及び物件移

転

6

8

9

事 業 内 容

页

説

明

現況測量 基本設計

( 境 界 用 面積の確定)地 測量 地 量

物建 件物 調等 査の

補 償 説 明 契 約

及び支払い所有権移転登記

移 建 転 撤 の 去

### 9公園工事

まとまった区間で土地の取得が完了したところから、

<u>公園工事を始め</u>ていきます。



3

(4)

(5)

6

補

償

説

明

契

約

8

9

事 業 内 容の

説

明

( 境 界 現況測量 基本設計

用 面積の確定)地 測量 地

物 建 件物 調等 査の

地価格及び物 補償等の金額算定 件移転

所有権移転登記 及び支払い

移 建 転 等 撤 去

## ご協力のお願い

この事業を進めるためには、土地所有者の皆さまには大切な土地をお譲りいただいたり、建物の改築 や移転をお願いしなければなりません。

また、近隣の皆様には測量、工事などにより、ご 迷惑、ご不便をおかけすると思いますが、皆さまの ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

今後、現況測量の作業をさせていただく予定で発 注手続きをすすめていきますのでよろしくお願いし ます。

連絡先 : 大阪府鳳土木事務所 都市みどり課 電話番号 072-273-0123 ホームページアドレス

https://www.pref.osaka.lg.jp/o130330/otori/jigyouinfo/kouen.html

「大阪府鳳土木事務所」でご検索ください。